

## 令和3年第2回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月24日(水) 開会 午前 9時18分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 1番 友野秀一 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦

5番 池谷昭二 6番 田嶋正明 7番 増田恒治

8番 法師 励 9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉

11番 宮岡幸江

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 4番 久保田勝 5番 池谷昭二

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の意見具申について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について

協議第1号 協議会委員等の選出について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 堀井正信 太間雅嗣

野村雅紀 岩田孝三郎 中村郁夫

中村義男 清水裕司 宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 吉野 博明

主 幹 河西 多郎

9. その他の出席者

なし

## 10. 会議の概要

### ○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員9名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第2回入間市農業委員会を開会いたします。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

### ○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、4番、久保田勝委員、5番、池谷昭二委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第3号2番は清水裕司推進委員が、当該事案の審議開始から終了まで退席をさせていただくことになります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに、当事者受人の氏名、筆数、合計面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

なお、議事録における土地の表示等は、巻末に議案書を添付することで対応いたします。

それでは、1番を議題といたしたいと思えます。

担当1番、友野秀一委員、説明願います。

### ○農業委員1番（友野秀一君）

1番、友野です。議案第1号の1番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

1番、借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,843平方メートル。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自177アール。

去る2月18日に、申請者代理人である〇〇〇〇〇〇より話を伺いました。借り受ける





なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたしますが、2番と3番は関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、2番、3番を一括議題とさせていただきたいと思います。

担当7番、増田恒治委員、説明願います。

○農業委員7番(増田恒治君)

7番、増田です。議案第1号、2番並びに3番について、一括して説明させていただきます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

2番、当事者、譲受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。筆数、6筆。合計面積、4,435平米。申請理由、受人は、他市で水耕栽培による農業経営を行っているが、新たに収穫体験等を目的とした農場等を設置するために申請する。渡人は要望に応じる。摘要、ゼロアール。

3番、当事者、借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,014平米。申請理由及び摘要については、2番と同じ内容ですので、省略いたします。

2月18日、山畑推進委員と一緒に〇〇地区の農地の現地確認を行ってきました。〇〇地区の農地も現地確認を行いました。また、受人である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇さんから、今後の耕作について電話にて確認してきました。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、会社の所在地は〇〇〇市にある法人ですが、親会社は〇〇市〇〇にある〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社です。同社は、〇〇〇市にて植物の栽培工場を、令和〇年〇月に農地法第5条の許可を得て建設し、昨年からはレタスを出荷しているとのことでした。

今回の申請は、農場の農地として耕作する部分を、農地法第3条の許可を得て取得または貸借するもので、農作業用の通路並びに農場の来客者用駐車場部分は、農地法第5条の

許可を得て転用する計画となっております。申請地は案内図のとおり、〇〇〇学校の南側並びに〇〇、〇〇地区の〇〇〇〇〇〇北側に位置しております。現在は休耕地ですが、許可後は〇〇〇丁目の農地は葉物野菜やイチゴ、芋や根菜類、ブルーベリーの作付を予定しております。また、〇〇の農地にはオリーブの作付を予定しております。耕作は、代表取締役の〇〇さんと、社員の〇〇さん、〇〇さんでもって3名により行われる予定です。農業機械につきましては、今回の申請に合わせてトラクター1台、普通トラック1台の購入を予定しており、耕作に必要なものは一式保有する形となっております。農機具は、北側の親会社の敷地に保管するとのことでした。

以上、農地の取得に際し問題はないと思われませんが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

豊岡地区推進委員の山畑でございます。

ただいま増田委員が説明したとおり、特に問題はないと思われますので、よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

ただいまの議案第1号の2番及び3番は、農業を経営する法人が、収穫体験等を目的とした農場等を新たに設置するための農地の取得でございます。2番は、所有権移転、3番は、使用貸借権の設定を行うものでございます。

皆様のお手元のほうに、こちらの議案第1号2番、第3号6番資料と書いてあるものを配付させていただいておりますが、このピンク色で塗ってある部分が、今回の3条の対象の農地と、〇〇の部分はなりません。〇〇のほうは、議案配付の際に配らせていただいた場所の地

図となります。

それでは、農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。

初めに、法人が農地を所有する場合は、農地所有適格法人である必要がございます。農地所有適格法人とは、農地法第2条第3項に規定される法人で、同項の第1号から第4号までの全ての要件を満たす法人をいいます。

許可に当たり農地所有適格法人に該当するか否かは、その要件の全てを満たす法人であるかを確認する必要があります。要件は、5項目ございます。

1項目めは、法人形態要件でございます。株式会社の場合は、公開会社でない必要があります。法人の形態は、株式譲渡制限の規定を設けている非公開会社ですので、要件を満たしております。

2項目めは、事業要件でございます。受人の事業は、水耕栽培による葉物野菜類の生産、販売を行うなど、農業が主体の事業となっているため、要件を満たしております。

3項目めは、議決権要件でございます。株式会社の場合は、その法人の株主が、その法人の農業に常時従事する者などで、その者の議決権が過半を占めている必要がございます。受人の議決権要件は、その法人の農業に常時従事する者が有する議決権の過半を占めておりますので、要件を満たしております。

4項目めは、農業の常時従事要件でございます。株式会社の場合は、取締役の数の過半を、その法人の行う農業に常時従事する株主が占めている必要があります。受人の農業の常時従事状況は、農業に常時従事する株主が取締役の過半を占めておりますので、要件を満たしております。

5項目めは、農作業の常時従事要件でございます。株主の1人以上が、その法人の行う農業に必要な農作業に原則60日以上従事する必要があります。受人の農作業の常時従事日数は60日以上であり、要件を満たしております。

以上、農地法第2条第3項の要件を全て満たしており、受人は、農地所有適格法人に該当するものと判断されます。

次に、増田委員さんから説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。現在は、〇〇〇市の植物工場で水耕栽培を行っているため、耕作地はございませんが、今回、新たに54アールの農地を耕作するものであり、50アールの下限面積要件にも合致いたします。



申請地の耕作状況は、現在は休耕地でございますが、許可後は、〇〇〇丁目の農地はブルーベリー、根菜類を栽培し、農業体験施設としての利用及び農作物高度化栽培施設のハウスを設置してイチゴ、葉物類の栽培を計画しております。また、〇〇の農地はオリーブを栽培する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。  
以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ、加藤さん。

○農業委員9番（加藤敏夫君）

水耕栽培の関係、これ〇〇のほうの農場では水耕栽培の野菜というのはやらないわけですか、これは。

○事務局

〇〇のほうは、こちらの図面の真ん中より左側のほうにドームハウスという密閉型というのがちょっと薄い字で書いてあるのを2棟表示させていただいておりますが、こちらのほうが農作物高度化栽培施設といいまして、ハウスなのですけれども、下がコンクリートとかでできた土ではないものになりますと、届出が必要となります。そちらのほうの設置を予定しているということで、こちらのほうで水耕栽培を行うというふうに聞いております。

○農業委員9番（加藤敏夫君）

ああ、そうですか。特に〇〇というのは水源、水の関係が大変厳しいところだと思うのです。水耕栽培というと、相当水を使う栽培だと思うのです。その点において、地下水でやるのか、市の水道を使うのか、そういったところはどうかですか。

○事務局

すみません。こちらのほうの図面をちょっと御覧いただければと思いますが、ドームハウスが2棟ある左側に給水施設という青い線が入っているかと思えます。給水につきましては、市の水道管から水を引くような形になっておりますので、水の確保については特に支障ないかと思われます。

○農業委員9番（加藤敏夫君）

ああ、そうですか。水のほうがどうかかなと思ったから、分かりました。

○議長

これで〇〇のところの借りる畑があるのだけれども、ここへオリーブを植えるということは、オリーブはこの辺でも育つのですか。聞いたことないので。

○農業委員 9 番（加藤敏夫君）

育つことは育つけれども、実がそれなりになるかどうかというのは、ちょっと。

○事務局

私もオリーブの栽培につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇さんから話を伺いまして、ちょっと離れたところですので、どういう形で使うのですかと確認した際にオリーブを植えたいということで、〇〇〇〇〇〇さんのほうでもいろいろ研究されているようで、ちょっと離れたところですので、ちょっと農業経営の多角化ということで、研究も含めてちょっとオリーブを栽培して、それを行く行くはオリーブオイルとして売ることを計画しているということでしたので、そのための作付というふうに伺っております。

以上でございます。

○議長

ほかにございませんか。

はい、どうぞ、田嶋さん。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

今後のことを聞きますけれども、何か今後さらに広げるという計画はあるのですか。今どのくらいですか、これ。農場を持っているのは。

○事務局

農場につきましては、すみません、相談については今回の箇所のみですが、将来的に経営のほうがうまくいきましたら、規模拡大はしたいというお話は伺っております。具体的な話は聞いておりません。

○議長

ほかにございますか。よろしいですか。

（はい。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について、1番を議題といたします。

本議案は、担当委員の議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号、当事者の氏名、筆数、合計面積、申請理由、摘要のみを読み上げるようお願いいたします。

担当8番、法師励委員、説明願います。

○農業委員8番（法師 励君）

8番、法師です。議案第2号、1番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

1番、当事者、〇〇〇〇。筆数、3筆。合計面積、303平米。申請理由、申請人は、耕作機械や堆肥等の保管場所を確保するため、新たに農業用倉庫を設置すべく申請する。摘要、農業用倉庫（74.06平米）。

理由書が提出されていますので、読み上げさせていただきます。今回の申請は、理由書のとおり申請者の農業用倉庫並びに駐車場を設置するためのものです。

2月18日、野村推進委員とともに現地を確認してまいりました。案内図のとおり、申請地は西側、南側が申請者の農地、北側が住宅地、東側は市道を挟んで住宅地となっております。今回の申請敷地面積は303平米で、必要最低限となっており、周囲への影響も特に問題ないと思っておりますが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

すみません。理由書。〇〇市に居住し、〇〇〇〇〇〇〇〇を運営し、〇〇市を中心に指導農業士として農業を営んでおり、本年、入間市の農地を取得いたしました。

現在入間市で別紙耕作証明のとおり〇〇〇と〇〇に5箇所の農地（1万7,184平米）を所有していますが、耕作をするにあたり、耕作機械や堆肥等の保管場所の確保、また、従業員等の休憩場所・トイレ・駐車場（5台）が必要であります。

所有農地の中で道路に水道管が敷設してある場所が当該地しかないため、本申出地選定にいたりました。親族が2名、従業員が3名。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

金子地区推進委員の野村です。

ただいま法師委員の説明があったとおり、特に問題ないかと思えます。ご審議よろしく申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第2号の1番については、申請人が所有する農地に農業用倉庫を建設するための農地転用許可申請でございます。

申請地は農用地区域内ですが、令和3年1月26日付で、農業振興地域整備計画、農用地利用計画の農用地区域の農業用施設用地に用途区分変更されております。農業用施設用地の内容は農業用倉庫となっております。

都市計画法に基づく開発許可制度の取扱いを確認したところ、開発許可適用除外と判断されております。

続きまして、農地法第4条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別は「農用地区域内農地」でございます。

これらのことを踏まえ、立地基準は、「農用地区域内農地を先程の農業振興地域整備計画の農地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当いたします。

また、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、敷地造成費、建築費を〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成です。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申についてを議題といたします。

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに当事者受人の氏名、筆数、合計面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当3番、吉川光彦委員、説明願います。

○農業委員3番（吉川光彦君）

3番、吉川です。議案3号の1番についてご説明を申し上げます。議案書の読み上げにつきましては、一部省略をさせていただきます。

1番、借受人、〇〇業、株式会社〇〇〇〇。筆数、2筆。面積、1,358平方メートル。申請理由、受人は、隣接地で〇〇業を営んでいるが、敷地内が手狭であることから、来客用の駐車場を増設すべく申請する。摘要、駐車場（敷地拡張）。

借受人から理由書が出されておりますので、読み上げたいと思います。

このたび、〇〇〇〇株式会社（店舗名：〇〇〇〇〇〇〇〇）より経営方針変更を理由に会社分割し、株式会社〇〇〇〇（店舗名：〇〇〇〇 〇〇〇〇）にて営業しています。

営業内容は〇〇〇〇店（〇〇〇〇〇〇〇〇）で、旧店舗の〇〇〇設置台数は200台でしたが、新店舗では222台に増設しています。旧店舗開店当初は181台確保されていましたが、一度閉店後駐車場の土地を手放し新たな契約ができなかったことに伴い縮小されていま



○議長

ありがとうございました。

次に、岩田孝三郎委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

推進委員の岩田です。

吉川委員の説明どおり、現地は駐車場等に囲まれており、周辺の農地利用に問題ないと考えますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

ただいまの議案第3号の1番については、〇〇業を営む借受人が申請地へ来客用の駐車場を設置するための農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ございません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、造成費については〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。





また、マイホームの建築と自然環境を身近に取り入れた住環境でモノづくりをしながら生きていくことは長年の夢でした。これらの理由から住宅建築をする事が一番であると考えました。

住宅建築地を選定するにあたり、私達夫婦はお互いの両親の住む実家の近くに住むことを希望しました。夫には〇が〇人いますが既に結婚し結婚相手の実家のある〇〇〇で生活しているため、将来の事を考えると夫の実家の近くで生活することが大事になります。

また、私の実家（〇〇市〇〇〇）は〇〇であり、本家は〇夫婦が仕事を継ぎ実家の敷地内に平成〇〇年に住宅を建て暮らしていますが、現在子供は〇〇のみであり、将来〇〇を続けていく事を考えると多方面でサポートが出来るように実家の近くに住むことが良いと考えました。ですが希望条件に当てはまるような物件にめぐり合うことがなかなか出来ず、困り果てていました。

これを私の〇に相談したところ、〇が所有する上記土地への住宅建築を薦められた為、この言葉に甘え同地を住宅建築地に選定し申出をする運びとなりました。

尚、私達夫婦が他に所有する土地は無く、親戚にも相談しましたが所有地は市街化調整区域が多く、譲ってもらえるような土地はありませんでした。

申請地は、大規模な造成工事は必要無く給排水設備の接続先も問題ないことから、周囲農地への影響も少ない土地である為、私の分家住宅建築地として最適であると考えております。

以上の理由により私には住宅が必要である為、自己用専用住宅1棟及び物置1棟を新築したく何卒許可を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2月19日、現地確認をしてまいりました。案内図のとおり、申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇東側にあり、道路を挟んだ東側は市街化区域となっており、住宅地が進んだ箇所となっております。今回の申請の敷地面積は265平方メートルで、必要最低限となっており、周辺への影響も特に問題はないと思われませんが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

ただいまの議案第3号の2番については、自己用住宅の建築に伴う農地転用許可申請でございます。

申請地は、農用区域内であったため、令和2年5月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和2年11月2日付で農用地区域から除外されております。

次に、都市計画法に関しては、譲受人の〇が市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、申請地が接する市道に上水道管、ガス管が埋設されております。また、公共施設、教育施設の2つの施設から、それぞれ〇〇〇メートル、〇〇〇メートルに位置していることから、第3種農地に該当いたします。

よって、代替性など問うことなく、周辺農地へ悪影響がなく一般基準に合致すれば原則許可となります。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、敷地造成費、建築費等の経費を、〇〇〇〇及び〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

ありませんか。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

ここで、清水裕司推進委員の退席を解除いたします。

(農地利用最適化推進委員 清水裕司委員復席)

○議長

次に、3番を議題といたします。

担当9番、加藤敏夫委員、説明願います。

○農業委員9番(加藤敏夫君)

9番、加藤です。議案第3号、3番について説明申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

3番、借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、473平米。申請理由、受人は、マンション敷地内に居住者のための駐車場が不足していることから、新たに設置すべく申請する。摘要、駐車場。

提出された理由書を読み上げさせていただきます。今回の申請は、理由書のとおり、〇〇〇〇〇〇〇〇の敷地内で管理していた機械式置場が集中豪雨被害により故障し、使用できないため、居住者の駐車場を確保するためのものです。

〇月の〇〇日に宮岡推進委員と現地を見てまいりました。場所は、〇〇通りと〇〇の299号線、国道の十字路の〇〇方面に100メートル行ったすぐ北側でございます。この畑に関しましては、隣接する農地はなく、東側に〇〇〇レストラン、その駐車場の予定の北側が、やはりそのレストランの駐車場となっておりまして、農地に関する問題はないと思われまので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(宮岡康光君)

推進委員の宮岡です。

ただいま加藤委員が説明したとおりで、特段問題ないと思われまので、よろしくお願  
いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第3号の3番については、借受人がマンション居住者のための駐車場を設置するた  
めの農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ございま  
せん。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。  
申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には  
該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地で  
はないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請  
に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成す  
ることができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、造成費については〇〇  
〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達に  
ついては支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、  
許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、4番を議題といたします。

担当6番、田嶋正明委員、説明願います。

○農業委員6番(田嶋正明君)

担当6番、田嶋です。議案第3号、4番について説明いたします。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

4番、譲受人、〇〇〇〇外1名。筆数、1筆。面積、471平米。申請理由、受人は、現在、借家に居住しているが、手狭となっていることから、自己用住宅を建築すべく申請する。摘要、自己用住宅(86.12平米)。

理由書が出ていますので、読み上げます。

私達は現在、〇歳の子供と共に〇〇市大字〇〇〇で借家住まいをしています。子供の成長、又、コロナ禍の影響から在宅勤務が中心となり、部屋が手狭になっていました。

将来を考え、妻の実家のある〇〇市〇〇地区で自己住宅を建てる為に土地を探していました。私たち夫婦はガーデニングや野菜造りに興味があり、自分の土地を持ったら家庭菜園のスペースの取れる広い敷地を希望していました。条件に合う土地はなかなか見つかりませんでした。申請地を紹介して頂きとても気に入り、購入する事となりました。

申請地は、既存の集落内にあり、〇〇公園に隣接し陽当たりも良く、付近には学校、病院やコンビニエンスストアなどもありとても生活に適しています。妻の実家も近く、今後の親の介護、又、子供を預けて働く事等を考えるととても安心出来ます。

申請地南側の市道には排水施設が無く、北側の私道に既設上下水道が入っている為、同意を得て接続させて頂く事となりました。

申請地を購入し自己住宅を建設致します。空きスペースには家庭菜園やガーデニングで利用し子育てに活かして行きたいと思っております。

20日土曜日、担当の推進委員、中村さんと現地視察しました。場所は案内図のとおり、〇〇通りの東側で、〇〇広場の北側にあります。進入路は、南側道路より北側に延びる一体利用敷地を利用します。周辺農地は、東側と西側にありますが、周辺をブロック3段積みで囲う計画があり、周辺農地への影響は少ないと思います。北側は倉庫と住宅があり、建設中のものを含め5軒の住宅があります。計画図で、住宅の予定地は北側に延びる一体利用敷地に造り、東側は駐車場、西側はガーデニング及び家庭菜園として利用する予定です。ご審議よろしくお願いたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

2月20日に、田嶋委員さんと現地を確認しましたところ、既に整地されておりました。ただいまの田嶋委員さんの説明のとおりであり、南側も〇〇公園等立地もいいと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第3号の4番については、自己用住宅の建築に伴う農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、譲受人の〇が市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。



私達は令和〇年〇〇月に結婚し、現在〇〇市大字〇〇〇で借家住まいをしています。将来のことを考慮し、結婚を機に自己住宅を建築したいと考えました。

私達の実家（〇〇市大字〇〇・〇〇市大字〇〇〇）や勤務先にそれぞれ近接していて、ゆとりある住環境を有することができる場所を探していましたところ、今回の土地を紹介して頂けることになりました。お互いの実家から車で20分～30分程度であり、今後子育てなど有事の際にはお互いに行き来できる距離であると考えます。

申請地は〇〇市〇〇地区の中心部周辺に位置し、保育所・小学校・郵便局等の施設が充実しているだけでなく、豊かな自然に囲まれた良好な住環境を有する場所です。

20日土曜日に、担当の推進委員、中村さんと現地視察しました。場所は案内図のとおり、〇〇〇〇〇線の北側にあります。申請地の東側は住宅があり、西側は2メートル幅で市の敷地があり、排水路300ミリヒューム管が埋設されています。周辺農地は北側にありますが、後に2軒の住宅用地とする計画でもあり、除草をしているだけの土地で、農地への影響はないと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

2月20日に現地を確認しました。ただいま田嶋委員さんの説明のとおりでありますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

ただいまの議案第3号の5番については、自己用住宅の建築に伴う農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、譲受人の〇が市街化調整区域に20年以上居住していることか



ら、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、土地購入費、建築費等の経費を全額融資で賄う計画となっており、住宅ローン事前審査結果書類が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、6番を議題といたします。

担当7番、増田恒治委員、説明願います。

○農業委員7番（増田恒治君）

7番、増田です。議案第3号、6番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

6番、当事者、譲受人、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。筆数、4筆。合計面積、1,057.05平米。申請理由、受人は、隣接農地を利用した観光農園を計画しているが、来客用の駐車場及び農地へ設置予定のハウス（農作物栽培高度化施設）への作業通路を設置すべく申請する。摘要、駐車場、作業通路。

提出された理由書が5枚にわたるため、要約した内容を説明いたします。

理由書概要。申請者は、〇〇〇市で栽培工場を建設し野菜を生産しております。農業人口が減少する中、法人化やIT技術の応用により、これからの農業の可能性があると考えております。その中で、〇〇〇学校の南側、親会社である〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社の南側の農地において、農業体験施設（観光農園）や農作物栽培高度化施設による農業経営を計画しており、また〇〇の農地においてはオリーブの栽培を予定しております。これらの農業経営を行うに当たり、観光農園来場者用の駐車場や申請地北西側の農地へ設置する農作物栽培高度化施設などへの往來のための作業通路を設ける必要があるため、申請するものです。

2月18日、豊岡地区の農地は山畑推進委員と一緒に現地を確認してまいりました。申請地は、〇〇〇学校の南側にあります。転用目的は、駐車場並びに作業通路となります。駐車場は来場者用のバスや自動車用のもので、作業通路は北西側にあるハウス（農作物栽培高度化施設）への往來などを目的としたものとなっております。今回の転用面積は必要最低限と思われ、周囲への影響も特に問題はないと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

豊岡地区推進委員、山畑でございます。

ただいま増田委員がご説明したとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第3号の6番については、農業を営む譲受人が、観光農園の来客用の駐車場と、作業通路を設置するための農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ございません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設、その他地域の農業の振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるもの」に該当いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、土地購入費、造成費を〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、7番を議題といたします。

担当6番、田嶋正明委員、説明願います。

○農業委員6番(田嶋正明君)

担当6番、田嶋です。議案第3号、7番について説明いたします。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

7番、借受人、有限会社〇〇〇〇〇〇。筆数、2筆。面積、合計1,180平米。申請理由、受人は、〇〇〇〇業を営んでいるが、借用中の資材置場の返還を求められていることから、申請地へ移転すべく申請する。摘要、資材置場。

20日土曜日に、担当の推進委員、中村さんと現地視察しました。場所は案内図のとおり、〇〇〇〇〇〇線の南側にあります。申請地北側墓地、道路を挟み西側には倉庫と住宅があります。申請地は、防草シートも取られ、しっかり整地されていきました。出入口は西側道路からで、敷地内再生砂利敷きで、三方をコンクリートブロック1段から4段積み、さらに高さ2メートルの安全鋼板を設置する計画です。東北側と南東側に農地がありますが、影響は少ないと思います。計画図で、北側は従業員の駐車場及び高所作業車など15台の駐車場とし、南側を資材置場とする計画です。今、お手元にも資料があると思いますので、それを御覧になるとお分かりになると思います。ご審議よろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員(中村郁夫君)

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

2月20日に現地を確認しましたところ、既に整地されておりました。ただいま田嶋委員

さんの説明のとおりでありますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第3号の7番については、〇〇〇〇業を営む借受人が、申請地へ資材置場を設置するための農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ございません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、造成費等の経費を〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、8番を議題といたします。

担当9番、加藤敏夫委員、説明願います。

○農業委員9番（加藤敏夫君）

9番、加藤です。議案第3号、8番について説明申し上げます。なお、読み上げにつきましては一部省略させていただきます。

8番、譲受人、〇〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、406平米。申請理由、受人は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭となったことから、自己用住宅を建築すべく申請する。摘要、自己用住宅（56.12平米）。

提出された理由書につきまして、要約した内容を説明いたします。

申請者は、〇と〇と3人暮らしであり、賃貸住宅に居住しているが、手狭となったため、自己用住宅用地を探したが、なかなか見つかりませんでした。そのような状況の中で、調整区域の農地ではありますが、開発許可や農地転用許可を取れば売却いただけるというお話がありました。申請地は、申請者の勤務先や申請者並びに妻の実家にも近く、学校や図書館、スーパーやドラッグストアなどの施設も近いため、最適な場所として選定し、申請に至ったものであります。

20日に宮岡推進委員と現地確認をしまりました。場所は、299号線の〇〇川にかかる橋から西に約1キロぐらいだと思うのですが、その河川敷上であります。市営住宅もありまして、東側、地図見ていただければ分かるかと思えますけれども、東は住宅地となっております。農地が西側隣接しておりますけれども、当事者の農地でありまして、現在は作付はしておりません。したがって、農地に対する影響そのものもないと思われれます。よろしく審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願



担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の意見具申についてを議題といたします。

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに当事者の氏名、筆数、合計面積、申請理由、摘要のみを読み上げるようお願いします。

それでは、1番を議題といたします。

担当6番、田嶋正明委員、説明願います。

○農業委員6番（田嶋正明君）

担当6番、田嶋です。議案第4号、1番について説明いたします。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

1番、株式会社〇〇〇〇。2筆。合計1,425平米。申請理由、受人は、以前倉庫、事務所の建築を目的とした農地転用許可を得たが、倉庫及び事務所の面積等に変更が生じたため申請する。摘要、倉庫（1,237.5平米）、事務所（56.23平米）、（敷地拡張）。

20日土曜日に、担当の推進委員、中村さんと現地視察しました。場所は案内図のとおり、道路西側で〇〇川の南側にあります。申請地は、しっかりと整地され、きれいになっていました。今回の申請は、計画変更に伴う再申請です。一体倉庫の計画で、北側には緑地帯を設ける予定となっており、さらに倉庫屋上に太陽光パネル、緑地帯の設置等環境にも配慮される計画です。〇〇〇北側に農地がありますが、影響は少ないと考えます。ご審議よろしくをお願いいたします。

以上です。



ごめんなさい。理由書を読み上げなかった。すみません、理由書を読み上げます。

令和2年9月16日付けで許可を頂きました農地の転用について土地利用計画の一部を変更したいので、その内容と理由について御説明致します。

変更の内容については当初、事務所部分は別棟となっていましたが今回は倉庫部分と一体として倉庫棟に接続して建てる事と致しました。

その理由として現在使用中の事業所の事務所も別棟でしたので倉庫管理上は特に問題はないと考えて計画を致しました。しかしながら今後の長い間、倉庫を管理することを考えたならば倉庫と事務所が同一場所であるほうが何かと効率的であろうかと考えなおした事。又、新設事務所近くに来客用の駐車場を設けて、来客者の利便性と通行の安全を確保する必要があると感じたことが主な理由です。その事に伴い建物の構造上の問題及び使用の勝手から建築面積も変更させて頂くこととなりました。又、上記の理由の一因として、当初の予定にはありませんでしたが倉庫の屋上に太陽光パネルを設置して発電をおこなうと共に、屋上緑化をして夏期の猛暑対策をすることと致しました。その事により地上の緑化面積が相当数減少することができましたので敷地の有効活用の再検討ができたことも要因となっております。

以上のような理由から事務所棟の設置の変更をしたい旨の御承認を頂きたく宜しくお願い申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

2月20日に田嶋委員さんと現地を確認しましたときには、もう既に整地された状態でありましたので、ただいまの説明のとおりでありますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、許可後の計画変更の承認検討事項について、事務局に説明を願います。

#### ○事務局

議案第4号の1番については、農地法第5条の規定による許可後の計画変更による申請でございます。お手元のほうにA3判の図面が、表面が変更前、裏面が変更後というのがありますので、併せて御覧いただければと思います。

当初、申請人は、申請地へ倉庫及び事務所を設置する目的で、令和2年9月16日に農地法第5条の農地転用許可を得ましたが、倉庫及び事務所の面積等に変更が生じたため、本案件による変更申請となりました。農業委員会での審議後、県の承認を得て、計画変更をするものでございます。

変更内容につきましては、事務所棟の設置位置が変わったことによる建築面積の増加及びそれに伴う敷地レイアウトの変更が主なものでございます。

県からは本計画変更による申請内容で支障ないとの判断が出ております。

都市計画法に基づく開発許可制度の取扱いを確認したところ、本案件の倉庫等は、特別積合せ貨物運送事業に供する施設であることから、開発許可適用除外と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性について確認したところ、隣接する農地はなく、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請による事業の目的を達成することができる」と認められないに該当いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、資金計画については、土地購入費、建築費等の経費を〇〇〇〇〇〇により賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

承認することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、計画変更・承認申請の意見具申でありますので、承認相当として県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当9番、加藤敏夫議員、説明願います。

○農業委員9番（加藤敏夫君）

9番、加藤です。議案第4号、2番について説明申し上げます。なお、読み上げにつきましては一部省略させていただきます。

2番、当事者、株式会社〇〇〇。筆数、4筆。合計面積、5,899平米。申請理由、申請人は、以前倉庫2棟の建設を目的とした農地転用許可を得たが、倉庫棟数及び利用計画に変更が生じたため申請する。摘要、倉庫1棟（708.70平米）、（敷地拡張）。

提出された理由書が複数ございまして、要約して内容を説明させていただきます。

申請者は、申請地南側において〇〇業を営んでおります。申請地は、令和〇年〇〇月に申請し、同年〇〇月〇〇日に農地法第5条許可を得ましたが、その後、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う業務の停滞に伴い、倉庫2棟のうち1棟分の借入れの解除の申出がありました。そのため、〇〇〇事業用コンテナの製造、保管、〇〇〇〇〇〇における建設機械の保管、冷凍・冷蔵コンテナ保管場所として借入れ要望があったため、計画変更申請を行うこととなったものです。

変更内容は、顧客要望並びに今後需要が多いと見込まれる鉄骨造平家建て倉庫1棟並びにコンテナ25台、業務用、従業員用駐車場77台、コンテナ出荷点検場、特殊機械、土

木資材置場などの敷地として利用する計画です。

このことにつきましても、20日に宮岡推進委員と現地のほうを見てまいりました。地図を見てもらえば分かると思いますけれども、〇〇、〇〇〇〇のすぐ北側に大きな倉庫を持った〇〇〇の会社がございます。その北側に位置する部分ですけれども、まずこの通り道ですけれども、倉庫場と事務所との間を、真ん中を敷地内を通過して北側に行くようになっております。工事のほうも始まっておりまして、問題なのは北側に隣接する農地でございますけれども、大きなL型のコンクリートブロックでずっと囲んでありまして、その周りが一応緑地みたいな形で盛土がしてありました。雨水の面を見てまいりましたけれども、周りにその緑地の手前側にU字溝と排水溝ですか、がきちんと整備されている状態でございます。したがって、北側の農地等には影響ないと思われれます。

以上です。ご審議のほどお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宮岡康光君）

推進委員の宮岡です。

ただいまの加藤委員の説明のとおりで、特段問題ないと思われれますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、許可後の計画変更の承認検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

ただいまの議案第4号の2番については、農地法第5条の規定による許可後の計画変更による申請でございます。皆様のお手元のほうにA3判の地図がありまして、表面が変更後、裏面が変更前のものになりますので、併せて御覧いただければと思います。

当初、申請人は、申請地へ倉庫を2棟設置する目的で、令和2年12月16日に農地法第5条の転用許可を得ましたが、倉庫棟数と、敷地の利用計画に変更が生じたため、本案件による変更申請となりました。農業委員会での審議後、県の承認を得て、計画変更をす

るものでございます。

変更内容につきましては、倉庫を1棟とし、それに伴い空いたスペースに新たな事業計画による資材等の配置が主な変更点でございます。

都市計画法においては、同法第34条第12号・市条例第5条第7号に合致し、開発許可を得ておりますが、変更許可を要すると判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められないに合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、資金計画については、土地購入費、建築費等の経費を〇〇〇〇〇〇により賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

承認することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、計画変更・承認申請の意見具申でありますので、承認相当として県に進達いたし

ます。

ここで、休憩に入りたいと思います。11時5分までの休憩とさせていただきます。よろしく申し上げます。

休憩 午前10時53分

○議長

それでは、会議を再開いたします。

再開 午前11時06分

○議長

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。

本議案は、各担当委員の議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに当事者借受人氏名、筆数、合計面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いします。

それでは、1番を議題といたしますが、1番と2番は関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、1番と2番を一括議題といたします。

担当10番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員10番(中島伸吉君)

10番、中島です。議案第5号の1番から2番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

1番、借受人、〇〇〇。筆数、1筆。面積、4,995平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

2番、借受人、〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、4,031平方メートル。利用権の種類は、使用貸借権でございます。

1番について、2月の19日に野村推進委員と、2番につきましては、同じく2月19日に太間推進委員と一緒に耕作状況などを確認し、〇〇さんへは電話にてお話を伺いました。〇〇さんは、現在自作地101アールを耕作している兼業農家です。農業機械も、耕運機やトラクター、普通トラックや軽トラックなど必要なものは一式保有しております。申請地は

案内図のとおり、〇〇〇地区及び〇〇〇〇地区に位置しており、現在作付はされておられません。利用権設定後は野菜畑として利用する予定でございます。確認した時点では、非常にきれいにトラクターで整地されておりました。

以上、利用権設定の設定に関して問題はないと思われませんが、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

金子推進委員の野村です。

1番について、2月19日、中島委員と現地を確認いたしました。特に問題はないかと思われまますので、よろしくご審議お願いします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

推進委員の太間です。

2番について、ただいま報告がございましたように、中島農業委員と一緒に確認いたしまして、問題ないと思われまますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第5号の1番及び2番は、いずれも使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

中島委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は101アールであり、その農地を全て耕作しております。

今回、新たに借り受ける農地は計9,026平方メートルで、合計191アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当4番、久保田勝委員、説明願います。

○農業委員4番(久保田 勝君)

4番、久保田です。3番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

借受人、〇〇〇〇。筆数、2筆。合計1,723平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

20日に、堀井推進委員と現地を確認し、後日〇〇さんから話を伺いました。申請地は、〇〇〇学校の東側で、〇〇〇番の北側も〇〇さんの耕作地になります。〇〇〇〇さんは〇歳、両親と奥さんとの無農薬での野菜栽培をされており、都内の無農薬での取扱店、個人販売等をされています。申請地には、ナス、コマツナを作付する予定で、農機具についてもトラクター、耕運機、軽トラック、普通トラック等を所有し、意欲もあり、特に問題はないかと思われそうですが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。



次に、堀井正信委員、東金子推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

東金子推進委員の堀井です。

久保田委員の申し上げたとおり、特に問題はないかと思われます。よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願ひます。

○事務局

議案5号の3番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

久保田委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は187アールであり、その農地を全て耕作しております。

今回、新たに借り受ける農地は計1,723平方メートルで、合計204アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、4番を議題といたしますが、4番から6番までは関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、4番から6番までを一括議題といたします。

担当10番、中島伸吉委員、説明願います。

○農業委員10番（中島伸吉君）

10番、中島です。議案第5号の4番から6番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

4番、借受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、994平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

5番、借受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、2,126平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

6番、借受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、363平方メートル。利用権種類、使用貸借権でございます。

4番から6番について、2月19日に中村義男推進委員と一緒に耕作などを確認し、〇〇さんから話を伺ってきました。〇〇さんは、現在自作地64アールを耕作している農家です。農業機械も、トラクター3台、軽トラック2台など、必要なものは一式保有しております。申請地は案内図のとおり、二本木地区に位置しており、現在作付はされておりませんが、利用権設定後は野菜畑として利用する予定です。位置的には、狭山ゴルフ場の南側に位置しております。非常にきれいに管理されているようでございました。

以上、利用権設定の設定に関して問題ないと思われませんが、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

中島委員の説明のとおりで問題はないと思われまます。〇〇さんとは、昔から畑が隣り合っておりまして、〇〇さんはウド、サトイモ等を主に栽培されて、羨ましいくらい畑をきれいに管理されている方でございます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第5号の4番から6番までは、いずれも使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

中島委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は64アールであり、その農地を全て耕作しています。

今回、新たに借り受ける農地は計3,483平方メートルで、合計117アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、7番を議題といたします。

担当1番、友野秀一委員、説明願います。

○農業委員1番(友野秀一君)

1番、友野です。議案第5号、7番についてご説明申し上げます。なお、一部省略させて読み上げます。

7番、借受人、〇〇〇。筆数、1筆。面積、3,151平方メートル。利用権の種類、使用貸借権。

2月18日に〇〇さんより電話にて話を伺いました。借受人の〇〇さんは、作業補助者

として5人の従業員がおり、既に入間市内に数か所の圃場も借り受け、野菜を専門に栽培して販売しております。現在、圃場は大変きれいに耕運されており、隣地圃場も既に借り受けておりますので、作業効率が上がると言っておられました。販売先は、近隣スーパーマーケット、学校給食、また野菜市場などに多数出荷しておるそうです。新規就農者の受入先としても活動を行っており、主導的な農業経営の見本となっております。所有する農機具は、トラクター1台ほか管理機械3台、軽トラック5台があり、農業従事日数は360日とのことです。今後もさらに農地規模拡大を望んでおられました。

以上、特に問題となるようなことはないようですので、よろしくご審議ください。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

友野委員の説明のとおりで何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

ただいまの議案第5号の7番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

友野委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は445アールであり、その農地を全て耕作しております。

今回、新たに借り受ける農地は3,151平方メートルで、合計477アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

続きまして、協議第1号 協議会委員等の選出について、1番を議題といたします。

事務局より説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案を朗読させていただきます。

協議第1号 協議会委員等の選出について。

1番、委員会名、入間市都市計画審議会。所管課、都市整備部都市計画課。選出人数、1名。任期、2年間、令和3年4月1日から令和5年3月31日まで。

説明に入ります。この審議会は、市長の諮問に応じて、市が定める都市計画に関すること、その他市長が都市計画上必要と認める事項等について、調査審議する機関でございます。

審議会委員は、条例の定めにより15人以内で組織され、学識経験のある者及び市議会議員により構成されております。

今回、現委員の任期が、令和3年3月31日で満了となることから、市長より農業委員会へ審議会委員1名の選出依頼があったものでございます。

なお、これまで慣例としまして、会長に委員をお願いしておりました。

以上でございます。

○議長

ただいま事務局から説明がありましたが、本件についていかに取り計らうかご意見等ございましたらお願いいたします。

○農業委員3番(吉川光彦君)

従前のおりでいかがでしょうか。

○議長

それでは、慣例に従って、入間市都市計画審議会委員には、会長である私、12番、中

島敦夫を選出することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、入間市都市計画審議会委員には、会長、12番、中島敦夫を選出いたします。

それでは、ここで報告事項に入りたいと思います。

農地法第3条の3の規定による届出は4件、同法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については2件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については10件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切り替えたいと思います。

閉会 午前11時26分